

「ハンセン病」について知っていますか？

今月28日(毎年1月の最終日曜日)は「世界ハンセン病デー」です！

ハンセン病とは

「らい菌」に感染することで起こる病気で、感染し発病すると手足などの末梢神経が麻痺し、皮膚に様々な病的変化が起こったりします。治療法がない時代には、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。

しかし「らい菌」の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。たとえ感染しても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立し早期発見・適切な治療により後遺症も残りません。また、回復者の方から感染する可能性は全くなく、治癒した後に残る身体的変化は後遺症にすぎません。もちろん遺伝病でもありません。



ハンセン病問題の歩み

ハンセン病はわが国では特殊な病気として扱われ、1931年に「^{らい}癩予防法」が成立すると、患者の施設入所を強制する隔離政策がとられました。患者は行動や住居、職業選択、学問、結婚の自由など人間としての基本的な権利を奪われ、なかには家族から絶縁されるという状況さえありました。この強制隔離政策はその後治療薬ができた後も、「らい予防法（「癩予防法」に代わって1953年に成立）」が廃止された1996年まで続けられました。

現在、国は過ちを認め、患者、元患者やその家族に対して深くお詫びし、これらの方々の名誉回復や社会復帰支援などの施策に取り組んでいます。本県においても、正しい知識の普及啓発により、偏見や差別の解消などに取り組んでいます。

チェック☑ 啓発が進む一方で、これまでの政策や病気に対する誤った知識により、いまだに偏見が存在し、以下のような苦しみを持ち続けている人たちがいます。

- ・長い間の隔離により、家族や親族との関係が絶たれている。
- ・高齢化や、病気が完治した後も後遺症が残っているために療養所に残らざるを得ず、社会復帰が困難な状況である。
- ・自身や家族が差別されることをおそれ、自由に故郷に帰ったり、実名を名乗ることができない。
- ・病気になっても、病歴を伝えづらいために身近な病院に行けない。など

ハンセン病に対する正しい知識と理解を持ち、偏見や差別をなくしましょう。回復された方やその家族の方が、安心して生活できる社会にしていきましょう。

ハンセン病に関する相談窓口

〈県健康推進課〉

電話 073-441-2643

FAX 073-428-2325

内容についてのお問い合わせは

県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

